

## 第4章 施策の目標と方向性

---

前章の3つの基本目標を達成するために、施策の目標と方向性について検討します。

## 基本目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

### 1 地域における子育て支援

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

##### <現状と課題>

都市化の進展や核家族化の進行等に伴って、隣近所とのかかわりが薄れてきていることから、子育てについて気軽に相談できる人や、日常的・緊急時に子どもを預けることが難しい人が少なくありません。

平成20年度に実施したニーズ調査において、緊急時に子どもを預けることができる人が「いない」と回答した方が約10%を占めています。また、子育てを「辛い」と感じている人は約5%と少数であるものの、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」は約3割となっています。

このため、地域において子育てに関する利用者のニーズに合った子育て支援サービスの充実を図るとともに、親同士の交流の場、養育に関する情報提供など市民同士の連携、地域における子育てを支援する仕組みづくりが重要です。

##### <施策の方向性>

これまで実施してきた、親子や親同士の交流機会の拡充を図るとともに、平成20年度にスタートしたファミリーサポートセンター事業の利用の拡大を図るなど、地域における子育て支援サービスの一層の充実に取り組みます。

##### <主な事業>

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ・ファミリーサポートセンター事業  | ・児童館事業（支援拠点事業） |
| ・児童館事業（児童の健全育成事業） | ・ようちえんで遊ぼう事業   |
| ・幸手おもちゃの病院        | ・子育て支援拠点事業     |
| ・子育てサークル育成事業      | ・子育て支援協働事業     |
| ・子育て支援情報提供事業      | ・保育所世代間交流事業    |
| ・子育てサロンの実施        | ・親参加型行事の推進     |
| ・保育所開放事業          |                |

## (2) 保育サービスの充実

### <現状と課題>

本市では、これまで通常保育のほか、延長保育、一時保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業を実施してきましたが、より多様な保育サービスへのニーズが高まりつつあります。また、これまではほとんどなかった保育所の待機児童が生じていることや、母親の就労意向の高さなどから、保育サービスに対する需要が高まっていくものと考えられます。

今後とも、多様化していく親の生活環境に対応して、子どもたちが安心して生活できるよう、また、親たちが安心して働くことができるよう、多様な保育サービスを提供していく必要があります。

ニーズ調査の結果では、夫婦ともにフルタイムで就労している世帯は、未就学児で12.6%。就学児童で20.2%となっています。これに母親の1年以内の就労意向を踏まえると、未就学児で18.9%。就学児童で30.9%、さらに1年以上先の就労意向を加えると、未就学児で24.0%。就学児童で30.9%と、夫婦ともフルタイムでの就労意向が高くなっています。

### <施策の方向性>

保護者の多様な生活形態や就労意向の高まり等を踏まえて、保育サービスの充実を図ります。特に、多様な就労ニーズに応えるため、新たに特定保育を実施するほか、通常保育及び延長保育の受け入れ拡充を図ります。

### <主な事業>

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| ・ 通常保育事業              | ・ 延長保育事業          |
| ・ 低年齢児保育促進事業          | ・ 一時保育事業          |
| ・ 特定保育事業【新規】          | ・ 障がい児保育          |
| ・ 広域保育事業              | ・ 保育所施設整備事業       |
| ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育事業) | ・ 特別支援学校放課後児童対策事業 |
| ・ 保育ネット情報事業           |                   |



### (3) 児童の健全育成

#### <現状と課題>

児童数の減少により、遊びを通じての仲間意識の形成や児童の社会性の発達に影響を及ぼしており、地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場の整備が必要です。また、いじめや非行、不登校などの問題行動については、県や学校等の関係機関と地域の連携を強化するなど適切な対応が必要です。

ニーズ調査において、子育てをする中で有効な支援・対策として、未就学児では「地域における子どもの活動拠点の充実」が30.5%、就学児童においても22.6%となっています。また、子育ての辛さを解消するために必要なこととしての「地域における子どもの活動拠点の充実」は未就学児で23.1%、就学児童で14.5%となっています。

地域社会の中で子ども同士のふれあいを通して豊かな情操を養うとともに、子どもの非行防止の観点も含めて、自由に遊び、安全に過ごすことのできる「子どもの居場所づくり」が求められます。

#### <施策の方向性>

児童の健全育成に関する各種事業を継続実施するとともに、事業内容の充実及び周知を図り、参加者等の増加など、より適正な実施に努めます。

また、「子どもの居場所づくり事業」として、将来的には市内全小学校での放課後子ども教室の開設をめざします。

#### <主な事業>

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| ・ 保育所開故事業（再掲）          | ・ 保育所世代間交流事業（再掲）          |
| ・ 子どもの居場所づくり事業         | ・ 青少年健全育成啓発活動事業           |
| ・ 子ども会活動等支援事業          | ・ 就学援助費の支給                |
| ・ 児童手当の支給              | ・ 児童扶養手当の支給               |
| ・ 簡易児童遊園整備事業           | ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）（再掲） |
| ・ 特別支援学校放課後児童対策事業（再掲）  | ・ 青少年問題協議会                |
| ・ 学校体育施設開故事業           | ・ 伝統文化芸術伝承事業              |
| ・ 子ども会議実施事業            | ・ 子どもセンター事業               |
| ・ 児童館事業（児童の健全育成事業）（再掲） | ・ 私立幼稚園保育料軽減事業            |
| ・ 私立幼稚園就園奨励事業          | ・ 私立幼稚園振興補助事業             |
| ・ ようちえんで遊ぼう事業（再掲）      | ・ 子育て支援拠点事業（再掲）           |

## 2 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### <現状と課題>

児童虐待は、時として尊い命が奪われる危険性を伴い、子どもの人権を侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えていると言われています。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、家庭の経済状態、地域における家庭の孤立化や子育て機能の低下などが複雑に関与しています。

児童虐待は決して特殊なことではなく、誰もがその危険性と隣り合わせにいると考えられます。

本市においては、児童に関する全般的な窓口として家庭児童相談室を設置し、虐待の予防や多様な相談に応じるとともに、関係機関との連携により幸手市要保護児童対策地域協議会を組織し、早期発見・早期対応等に取り組んできました。

児童を取り巻く環境は年々多様化しており、相談員のスキルアップなど、より充実した対応が求められています。

#### <施策の方向性>

複雑化する相談内容に対応できる相談員の育成に努めるとともに、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、保護など総合的な支援を図れるよう、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に各関係機関等との連携を一層強化することにより、地域全体が一体となって児童虐待防止に努めています。

#### <主な事業>

- ・ 児童虐待相談事業
- ・ 家庭児童相談事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会事業

### (2) 母子家庭等の自立支援の推進

#### <現状と課題>

現在、離婚等により母子家庭などのひとり親家庭が増加しており、ニーズ調査によると、ひとり親家庭は就学前児童で5.5%、小学校児童では12.1%となっています。これらの家庭は、経済的、精神的に負担が大きく、社会的にも不安定な状況に置かれています。

本市では、「ひとり親家庭等医療費支給事業」や「児童扶養手当の支給」により経済的な支援を行うほか、「母子家庭等の自立支援給付事業」により、指定教育講座受講費用の一部を支援しています。しかしながら経済情勢が厳しい近年では、教育講座による資格やスキルではあまり優位とならない状況が見受けられ、対応の充実が求められます。

**< 施策の方向性 >**

「ひとり親家庭等医療費支給事業」等を継続実施するとともに、「母子家庭等の自立支援給付事業」にあつては、看護師や介護福祉士等の資格取得を容易にする高等技能訓練促進費事業に取り組みます。

**< 主な事業 >**

- ・母子家庭等の自立支援給付事業【一部新規】・ひとり親家庭等医療費支給事業
- ・児童扶養手当の支給（再掲）

**(3) 障がい児施策の充実****< 現状と課題 >**

障がいのある人もない人もともに社会生活を営むというノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもへの支援を実施することが求められています。

現在、障害者自立支援法に基づく各種サービスのほか、療育事業、障がい児保育、スクールサポート事業などを実施し、保護者に対する育児相談や、子どもの保育園や幼稚園、小学校等生活を支援しています。今後、子どもの発達段階にあわせて、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等、個々の障がい児のニーズに応じてきめ細やかな対応が望まれます。

**< 施策の方向性 >**

障がいのある子どもの健全な発達の支援と身近な地域での安心した生活を実現するため、個々の障がいの状況やニーズに応じて、自立支援法に基づく各種サービス等の充実を図るとともに、多様な障がいの状況に応じた相談・支援を行えるよう、関係機関との連携を図りながら専門知識の習得など、支援体制の充実に努めます。

**< 主な事業 >**

- ・療育事業
- ・特別支援教育の推進
- ・私立幼稚園心身障害児就園運営費補助事業
- ・日中一時支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・福祉タクシー利用助成事業
- ・特別支援学校放課後児童対策事業（再掲）
- ・障がい児保育（再掲）
- ・幼稚園の障害児受入体制の整備・充実
- ・指定障害福祉サービス
- ・移動支援事業
- ・自動車等燃料費助成事業
- ・スクールサポート事業

## 基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

### 1 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保

#### (1) 良好な居住環境の確保

##### <現状と課題>

子どもを育てていく上で、居住環境は重要な要素のひとつであり、子育て家庭における良質な住宅・住環境の確保に伴う支援策が求められます。

ニーズ調査において、子育てをする中で有効な支援・対策として、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が未就学児では54.2%、就学児童においても51.6%と共に最も高く、また、子育ての辛さを解消するために必要なこととしても、未就学児が47.3%、就学児童では34.5%と最も高くなっています。

##### <施策の方向性>

子育てを担う若い世代を中心に、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進していくとともに、道路や水路、河川等の環境整備に力を入れていきます。

##### <主な事業>

- ・シックハウス対策の徹底
- ・公園維持管理事業
- ・道路・水路のサポーター事業
- ・計画的まちづくり推進事業
- ・環境美化運動事業

#### (2) 安全な道路交通環境の整備や子どもの交通安全の確保

##### <現状と課題>

子どもや妊産婦、幼児連れの親などが安心して外出できるよう、道路交通環境の安全確保が必要です。

これまでも「交通安全教室」など、関係機関との連携により啓発活動を行い、子ども等の交通事故防止に取り組んできました。今後とも、警察、学校、地域などの関係者が互いに連携し、総合的な交通事故の防止に向けた取り組みを充実していくことが求められます。

**< 施策の方向性 >**

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通ルールや交通マナーの啓発など、総合的な交通事故防止対策を推進していきます。

**< 主な事業 >**

- ・ 子どもの交通事故防止対策事業
- ・ 交通安全教室事業

**(3) 安心して外出できる環境の整備****< 現状と課題 >**

公共施設等の整備にあたっては、段差の解消やすべての市民が利用しやすいユニバーサル・デザインの考え方による安心して子育てができるまちづくり等が必要です。

現在、市役所庁舎はスロープ設置による段差の解消や、ベビーチェア及びベビーシートを設置し、小さい子どもを持つ家庭の利用に備えてきましたが、さらなる対応が必要となっています。

**< 施策の方向性 >**

市役所庁舎の施設から順次対応していきます。

**< 主な事業 >**

- ・ 公共施設（市役所庁舎）の施設整備
- ・ チャイルドシート交換事業【新規】
- ・ パパ・ママ応援ショップ優待カードの利用促進
- ・ 三人乗り自転車レンタル事業【新規】

**(4) 子どもを犯罪の被害から守り、被害に遭った子どもを保護する等、安全・安心まちづくりの推進****< 現状と課題 >**

子どもや子ども連れの親などを犯罪から未然に防ぐため、防犯灯の設置など犯罪防止に配慮したまちづくりが求められています。

ニーズ調査において、子育てをする中で有効な支援・対策として、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が未就学児では 38.1%、就学児童でも 45.2%と共に上位にあげられています。また、子育ての辛さを解消するために必要なこととしても、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」は、未就学児で 24.2%、就学児童で 25.5%と上位となっています。

子どもを犯罪等から守るため、学校、家庭、地域が協力し、子どもの安全を確保するとともに、被害等に遭ってしまった子どもの心のケアなどが望まれています。

**< 施策の方向性 >**

子どもや親等が交通事故や犯罪等の被害に遭わない安全・安心なまちづくりを進めるため、防犯体制の充実を図るとともに、「防犯ブザーの配布」や「こども110番の家」の周知、市民への「普通救命講座開催」など事故や犯罪に強いまちづくりを積極的に推進していきます。

**< 主な事業 >**

- ・ 小学校新入学児への防犯ブザーの配布
- ・ こども110番の家等推進事業
- ・ 普通救命講習開催事業

**2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**

**(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備**

**< 現状と課題 >**

次代の担い手である子どもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

幼稚園や小学校などでは、子どもたちに学力をつけさせるだけでなく、子どもたちの心や体の成長を助ける場でもあります。さらに、社会道徳や情報化、国際化、総合的な学習、不登校児童への対応など様々な時代のニーズへの対応が求められています。

**< 施策の方向性 >**

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教職員の適正な配置を図るとともに、地域の協力を得て、多様な学習機会の創出に取り組みます。

**< 主な事業 >**

- ・ スクールサポート事業（再掲）
- ・ 英語指導助手の活用
- ・ 心すこやか支援室設置事業
- ・ 広島平和祈念式典参加事業
- ・ 学校評議員制度事業
- ・ 幼稚園・保育所・小学校連絡協議
- ・ 青少年海外交流事業
- ・ 道徳教育の充実
- ・ スポーツ少年団支援事業
- ・ 学校図書館協力員配置事業
- ・ 地域交流推進事業

## (2) 家庭や地域の教育力の向上

### <現状と課題>

子どもの人格を形成する最初の間である家庭は、子どもたちが生活していくための知識や技術、社会の規範を学ぶ重要な場です。さらに、子どもたちを取り巻く地域社会も、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしています。

しかしながら、核家族化や地域的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となって現れています。地域における子育てサービスや子育て情報の提供、子育て相談等の充実を図るなど、家庭や地域における教育力の向上を図ることが求められています。

### <施策の方向性>

子どもの成長に大きな影響を与える家庭(親等)や地域において、子育てや家庭生活、地域環境のあり方を学び、子どもたちを家庭や地域社会全体で育てるために、学校や家庭、地域社会が連携し、家庭と地域における教育力を総合的に高めていきます。

### <主な事業>

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| ・親参加型行事の推進(再掲)       | ・親の学習事業(すこやか子育て講座)         |
| ・親の学習事業(子が親になるための学習) | ・家庭教育学級事業                  |
| ・入学準備金貸付事業           | ・職場体験の充実(社会体験フェスティバル 推進事業) |
| ・少年消防クラブの組織化事業       |                            |

## (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### <現状と課題>

青少年が心身ともに健やかに成長するためには、青少年のために好ましい環境を整えることが大切です。しかし、一般書店やマスメディア、インターネット等における性や暴力に関する有害情報の子どもに対する悪影響が懸念されています。子どもたちにとって有害となる図書等の調査や有害となる施設への立ち入りの制限など地域ボランティア等と連携した取り組みが必要です。

### <施策の方向性>

関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する環境浄化への働きかけや見回り等の活動を行っていきます。

< 主な事業 >

- ・ 非行防止キャンペーン活動
- ・ 非行防止パトロール
- ・ 青少年健全育成事業（再掲）

3 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立の推進

< 現状と課題 >

子どもを持つ母親の就労意向は極めて高く、ニーズ調査によると、現在就労していない母親の7～8割は就労意向を持っている結果となっています。

しかしながら、仕事と子育てを両立させることは大変であり、ニーズ調査において、希望として「仕事を優先」したいのは未就学児で4.3%、就学児童で6.7%にとどまるのに対し、現実として「仕事を優先」せざるを得ないのが未就学児で22.8%、就学児童で35.1%にも上っています。

子育て中の男女が職業生活と家庭生活を両立できるように、保育サービスの一層の充実を図るとともに、雇用環境の整備や男女共同参画社会の実現を推進することが求められています。

< 施策の方向性 >

保育所定員の拡大や延長保育の充実等を図るとともに、ファミリーサポートセンター事業の一層の利用促進を図るなど、保育サービスの充実により働く親を支援します。

また、職場や事業主に対して、子育て中でも安心して働ける職場環境をつくるよう、仕事と子育てのための意識啓発活動を行うとともに、父親に対する育児参加を推進していきます。

< 主な事業 >

- ・ ファミリーサポートセンター事業（再掲）
- ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(再掲)
- ・ 特別支援学校放課後児童対策事業（再掲）
- ・ 通常保育事業（再掲）
- ・ 延長保育事業（再掲）
- ・ 低年齢児保育促進事業（再掲）
- ・ 一時保育事業（再掲）
- ・ 特定保育【新規】（再掲）
- ・ 障がい児保育（再掲）
- ・ 広域保育事業（再掲）
- ・ 男女共同参画意識啓発事業
- ・ 両親学級（パパママ教室）の開催

## 基本目標3 子どもを慈しむまちをつくる

### 1 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

#### (1) 子どもや母親の健康の確保

##### <現状と課題>

核家族化や都市化の進展に伴い、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。このため、健康診査などの場が福祉施策を含めた育児支援につながるような、一貫した支援体制が望まれています。

ニーズ調査において、子育てをする中で有効な支援・対策として「母親・乳児の健康に対する安心」が未就学児で16.1%、就学児童で14.2%となっています。また、子育ての辛さを解消するために必要なこととしても「母親・乳児の健康に対する安心」は、未就学児で11.0%、就学児童で13.6%となっています。

本市では、これまで、乳幼児健診事業や妊婦一般健康診査、乳幼児発達相談などにより、母子の健康確保と疾病等の早期発見・発達支援等を行い、また、健康相談事業等により出産や育児等の不安の解消を図るなど、子どもと母親の健康確保に努めてきましたが、近年、育児等に関する不安や相談は増加傾向にあり、健診・相談等の体制の充実化が求められます。

##### <施策の方向性>

妊娠期、出産期は、母親にとって新たな命を育む大切な時期であり、また、新生児から乳幼児期は、子どもの人格形成において重要な時期です。この期間をとおして母子の健康を確保するとともに、十分な健康や育児の知識を得るための機会を提供します。

また、親の育児不安やストレスの解消を図るために、親子のかかわり方を学ぶ場や情報交換の機会や内容を充実します。

##### <主な事業>

- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| ・母子健康手帳の交付      | ・乳幼児健診事業                    |
| ・妊婦一般健康診査       | ・妊産婦健康相談                    |
| ・2歳児健康相談と歯みがき指導 | ・2歳半からの歯科健診とフッ素塗布           |
| ・予防接種事業         | ・乳幼児発達相談事業                  |
| ・ハイリスク妊婦訪問事業    | ・心理相談事業                     |
| ・健康相談事業         | ・子育てパートナー事業<br>(乳児家庭全戸訪問事業) |
| ・訪問指導(養育支援訪問事業) | ・要保護児童対策地域協議会事業(再掲)         |
| ・母親学級の開催        | ・おはなし会                      |
| ・ブックスタート事業      | ・子ども医療費支給事業                 |
| ・紙おむつ用ごみ袋支給事業   |                             |

## (2) 「食育」の推進

### <現状と課題>

朝食欠食など食習慣の乱れや思春期やせが、子どもの心とからだの健康に大きく関係しており、発達段階における正しい食事の取り方や食習慣の定着、食を通じた家族関係づくりと心身の健全育成を図ることが求められています。

### <施策の方向性>

乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るため、「離乳食講習会の開催」や「地産地消事業」など、食に関する学習の機会の場合や情報の提供に取り組みます。

### <主な事業>

・ 離乳食講習会の開催

・ 地産地消事業

## (3) 小児医療の充実

### <現状と課題>

子どもが健やかに生まれ、育つためには、子どもが緊急時に安心して医療機関にかかることができる体制が整っていることが重要であり、小児医療体制の一層の充実が求められます。

ニーズ調査によると、子どものかかりつけ医が「いる」のは約85%であり、「いない」との回答は約13%となっています。「いない」理由としては、「地域の医療機関(病院・医院・診療所)を知らない」(18.2%：未就学児)や、「地域の医療サービスに不安がある」(12.1%：未就学児、15.6%：就学児童)、「利用したい医療機関(病院・医院・診療所)が地域にない」(9.1%：未就学児、10.5%：就学児童)などとなっています。

### <施策の方向性>

小児医療体制の充実を重要な子育てサービスの一つとしてとらえ、夜間救急医療、休日医療など、小児医療体制の充実に取り組みます。

### <主な事業>

・ 小児二次救急医療対策事業

・ 小児休日診療事業

・ 小児救急電話相談事業